

令和3年度

滋賀県アートコラボレーション事業

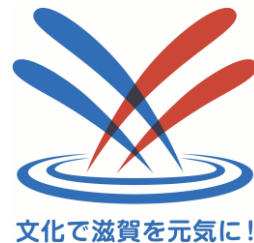
〈県域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化〉

おうみ狂言図鑑

募 集 要 項



「滋賀県アートコラボレーション事業」のロゴマーク



「文化で滋賀を元気に!」のロゴマーク

(公財)びわ湖芸術文化財団 地域創造部

令和3年度滋賀県アートコラボレーション事業
＜地域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化＞

おうみ狂言図鑑

募集要項

1 はじめに

(公財)びわ湖芸術文化財団(以下「財団」という。)は、令和3年度滋賀県アートコラボレーション事業の一環として、財団からの提案事業「おうみ狂言図鑑」を財団と連携協働していただける県内ホールを募集します。

2 協働対象者

県内の文化ホールとします。

3 提案事業

事業名「おうみ狂言図鑑」

(企画趣旨・目的)

財団と県内の文化ホールが連携し、互いが培ってきた知識や技術を共有し、企画立案・制作能力を高めることを目的とします。また、厳しい財政状況のなか、財団と協働相手先が予算を有効に執行することにより、効率的で質の高い作品制作を目指します。

本県における狂言の歴史は、中世の近江猿楽からはじまり、彦根城主であった大老・井伊直弼がこよなく愛した芸能として開花しました。大蔵流狂言の茂山家は、彦根城の井伊家に仕えた狂言師です。現代にも通じる狂言の「風刺的な笑い」と日本の歴史の中で様々な文化を育んできた「近江」の魅力を発信するとともに、県民の皆様に古典芸能に親しんでいただきます。

(公演概要)

- 狂言解説
- 古典作品(2題)
- 新作狂言(1題)
- 出演(予定) 大蔵流狂言 茂山千五郎家

(費用分担)

協働相手先の経費負担額は、1公演あたり **50万円**とします。当該事業実施の結果得られた入場料は、**すべて協働相手先の収入**とします。

(公演料は、概ね1公演あたり約100万円です。負担額は@2,000円×250枚で相殺できる額として算出しています。)

事業全体の実施費用は、財団が負担しますが、次の経費は協働相手先が負担することとします。

- ・施設および付帯設備の使用料
- ・事務および技術職員の人件費
- ・チケット販売にかかる手数料
- ・ケータリングおよび弁当などの食糧費
- ・協働相手先独自の広告および印刷物にかかる費用
- ・駐車場警備にかかる費用
- ・所作台の貸借および運搬にかかる費用

4 経費負担の決定および精算

会計処理は、財団で行い、事業終了後、経費負担分を協働相手先に請求します。
なお、財団は全事業終了後に、協働相手先に収支決算し報告を行います。

5 対象事業の主催者

公益財団法人びわ湖芸術文化財団および協働相手先を主催者とします(名義の表記は、次の順)。
・公益財団法人びわ湖芸術文化財団、協働相手先

6 財団以外への助成等の申請の禁止

協働相手先は、財団以外に重複して本事業の助成金の申請はできません。
ただし、協働相手先が既に受けている指定管理料、補助金、負担金、委託料などの自主財源 については、この限りではありません。

7 業務の分担

当該事業の実施にかかる業務は、財団と協働相手先が、そのノウハウを共有し業務を分担して取り組む協働(協力・分業)体制とします。

8 事業実施期間

令和3年(2021年)12月4日(土)から令和4年(2022年)3月13日(日)まで

9 申込書の提出方法と注意事項

申込書に必要な書類を添付のうえ、郵送(特定記録郵便)により提出してください。封筒には「おうみ狂言 図鑑申込書在中」と朱記してください。

- (1) 申込書は、片面印刷としてください(申込者印必要)。
- (2) 提出いただいた申込書等は返却しません。
- (3) 申込書(様式1-2)
- (4) 各様式入力後のデータを別途電子メールによりお送りください(押印不要)。
※申込書の様式は、財団地域創造部ホームページからダウンロードできます。
<https://www.biwako-arts.or.jp/rd/>

10 提出期限

令和2年12月27日(日)まで (必着)

11 選定方法および採択予定数

財団に設置する選定委員会が書類審査のうえ、協働相手先を決定します。
令和3年度の協働相手先は、**3箇所程度**の予定です。

12 決定通知

令和3年1月に内定通知書を、令和3年4月に決定通知書を送付します。

13 提出先および問合せ先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部(担当:辻本)
TEL:077-523-7146 FAX:077-523-7147
Eメール c-souzou@biwako-arts.or.jp

14 おうみ狂言図鑑事業制作会議の設置

選定された協働相手先の担当者と財団担当者による事業制作会議を設置し、業務分担の他協力体制を整え、作品選定や演出、機材の調達・調整、広報、進捗状況の確認、最終の結果報告などを行います。会議は4回程度行い、各担当者は出席が必須となります。

15 その他

- (1) 決定後であっても事業計画が履行されない場合、また、公序良俗に反する行為があった場合などは、決定を取り消すことがあります。その場合の責任は協働相手先が負うこととします。
- (2) 印刷物には、「滋賀県アートコラボレーション事業」、「文化で滋賀を元気に！」のロゴマークおよび「この事業は〇〇〇(協働相手先)と(公財)びわ湖芸術文化財団が協働して実施しています。」の表記を必ず入れることとします。
- (3) 指定団体の所在地、代表者等の変更があった場合は、速やかに財団あて連絡願います。
- (4) 滋賀県芸術文化祭期間中に開催する事業は、その芸術祭に参加することとします。